■表記の変更 2014 年 12 月 25 日 附表の「現在発動中の特殊関税」の一部を変更する。

≪2014年12月25日より≫

		·		
頁				
附表 7	新	1. 不当廉売関税(関税定率法第8条)		
		(省略)		
		2. 不当廉売関税(暫定措置)(関税定率法第8条)		
		中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。)産トルエンジイソシアナート		
		対象品目 関税率表第 2929.10 号に掲げる物品のうちトルエンジイソシアナ	-	
		<u></u>		
		<u>税率</u> <u>69.4%</u>		
		<u> 課税期間</u> <u> 平成 26 年 12 月 25 日~平成 27 年 4 月 24 日</u>		
		<u>根拠法令</u> <u>トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税</u>	<u> </u>	
		<u>に関する政令</u>		
		(注)上記の関税は、実行関税率表に掲載された税率による関税のほかに追加	的	
		<u>に課されるものです。</u>		
	田	1. 不当廉売関税(関税定率法第8条)		
		(省略)		
		(新規)		